

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		
1	募集要項	3、19	2-1(5) 3-10(2)	デザインビルド方式、SPC設立について	<p>デザインビルド方式とありますが、契約は各々ということもあり、実質は分離発注のように思われます。そこで、事業体として取り組む旨の基本協定のようなものを締結する必要はございませんでしょうか。</p> <p>また、契約や責任の所在をシンプルかつ明確化し、町の業務負担を軽減するためにはSPC設立が解決方法と思われませんが、登記等の期間を考えるとスケジュールに影響が出ると思われます。事業を円滑に進めるためにも、町が最も望む考え方をご教授下さい。</p>	<p>複数企業で構成するグループでの提案を審査する形式としており、グループを組織する各企業が本事業に関して連帯して責任を負う旨を様式2-4で明らかにしていただき、それを町に提出していただくため、各業務での契約となりますが、連帯責任は明らかです。</p> <p>SPC設立に関しては募集要項P9「3-3(1)」に示すとおり、事業者側の意思を妨げるものではありません。登記の期間も過去の町事業(木葉駅前PFI住宅整備事業)の実績から長期間を要するとは考えておりません。</p>
2	募集要項	9	3-3(1)	参加資格要件について	<p>外構等整備企業の構成企業についても、設計業務及び設置業務等がありますので、複数の会社での参加が可能ですでしょうか。もしくは、代表会社を記載した方が宜しいでしょうか。</p>	<p>様式2-3には町と契約する予定の企業(元請け)を記載してもらうことを想定していますが、応募グループの方針で元請けではない企業も構成企業とするならば、記載していただいても構いません。その際は「<担当業務>」の欄に「外構整備(契約予定業者)」と記載するなど、元請けとなる企業が分かるよう記載してください。なお、各業務の契約について、SPCとの契約はできますが、グループやJVとの契約はできません。</p>
3	募集要項	9	3-3(1)	参加資格要件について	<p>当該業務の一部を公募参加グループ外の第三者(協力企業)に再委託することも可能とする。とありますが、協力企業は他公募参加グループとの重複も可能という事で宜しいでしょうか。</p>	<p>可能です。なお、協力企業は応募時点では報告不要です。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
4	募集要項	9	3-3(1)	参加資格要件について	各業務の構成企業については、共同企業体でも可能でしょうか。
5	募集要項	9	3-3(1)	加点対象？	玉東町様では、本事業に際し、構成員、協力企業として玉東町内の企業が加わるなど地元経済貢献への配慮を期待しておりますが、加点対象の要件になりますのでしょうか？ご教示願います。
6	募集要項	9	3-3(1)	公募参加者の要件	SPCを設立する場合、設置する所在地は、代表企業所在地に設けてよろしいでしょうか。また、「協力企業(構成員以外の者)として玉東町内に本社や支店を置く企業が加わるなど、地元経済貢献への配慮を期待している。」とあります。応募表明書等の提出時に代表企業名と構成企業名を明記しますが、協力企業名も明記するのでしょうか。
7	募集要項	9	3-3(2)	参加資格要件について	什器備品設置企業の構成企業について、設計業務及び設置業務等がありますので、複数の会社での参加が可能でしょうか。もしくは、代表会社を記載した方が宜しいでしょうか。

玉東町では共同企業体運用基準を定めていないため不可です。複数の会社で受託したい場合は会社法に定める株式会社または合同会社としてSPCを組成してください。

審査は優先交渉権者選定基準に基づいて行われますので当該基準をご確認ください。なお、価格点と提案内容評価点の合算値での審査となりますが、提案内容評価点の配点は各審査員が行います。

SPCを設立する場合の設置する所在地は代表企業所在地で構いません。応募表明書等の提出時に協力企業名の表記は不要です。

様式2-3には町と契約する予定の企業(元請け)を記載してもらうことを想定していますが、応募グループの方針で元請けではない企業も構成企業とするならば、記載していただいても構いません。その際は「<担当業務>」の欄に「什器備品設置(契約予定業者)」と記載するなど、元請けとなる企業が分かるよう記載してください。なお、各業務の契約について、SPCとの契約はできませんが、グループやJVとの契約はできません。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
8	募集要項	9	3-3(2)	構成企業の考え方について	<p>①質問の内容でいけば、元請け企業と工事監理企業を除いた企業は構成企業ではなく協力企業(下請け)となると考えられます。受注形態や総額をグループ内の企業でどのように分配するかなどは応募事業者で決定していただき、指定様式で示していただくことになります。なお、設計企業、建設企業、ZEBプランナーには要件が課されている点にご留意ください。</p> <p>②協力企業であるならば記載の必要はありません。構成企業として、各業務の元請けとしない場合は記載してください。その際は、「<担当業務>」の欄に「●●●(※契約は代表企業)」と書くなど、どこが各業務の元請けとなるのかが分かるように記載してください。なお、構成企業は様式2-4の協定書に名を連ねていただくこととなり、連帯責任が生じる点にご留意ください。</p> <p>③募集要項に基づき一括回答といたします。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
9	募集要項	9	3-3(2)	公募参加者の構成	<p>「設計企業・工事監理企業・建設企業・什器備品設置企業・解体業務企業・外構等整備企業・ZEBプランナーは、必ず公募参加グループの構成企業に含むこと、なお1の企業が複数の業務を兼ねることもできる」とあります。例えば建設企業が、什器備品設置企業・解体業務企業・外構等整備企業を兼ねる場合、業務ごとそれぞれ契約締結となりますが、現場代理人・監理技術者の兼任は出来るものとの解釈でよろしいですか。</p> <p>現場代理人・監理技術者が複数の業務について兼任は可能です。</p>
10	募集要項	10	3-3(3)2)③	参加資格要件について	<p>「3-3の(3)の2)の③に「荒尾市、玉名市、玉名郡(玉東町、南関町、長洲町、和水町)、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡(大津町、菊陽町)及び熊本市に本店または支店(支所)を有する企業であること」とありますが、営業所は支店(支所)に当たりますか。本社は東京にあり、契約を締結する支店(九州支店)は福岡市内にあり、熊本営業所は熊本市にあります。</p> <p>地域要件を定めている箇所に事務所を置き、当該地域で契約できる本店や支店(支所)を要件とします。営業所や出張所名義では契約ができないため不可です。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		
11	募集要項	10	3-3(3)2)③	参加資格要件について	<p>P10(3)公募参加者の構成企業の資格要件 2)建設企業 ③の項目において「熊本市に本店または支店(支所)を有する企業」とありますが、建設業法上の意味でしょうか。</p> <p>熊本市内に出張所を設置し、熊本市に市税も納めており熊本市発注の工事にも参加しており現在施工中の案件もありますので、参加可能と考えますが問題無いでしょうか。</p>	<p>地域要件を定めている箇所に事務所を置き、当該地域で契約できる本店や支店(支所)を要件とします。営業所や出張所名義では契約ができないため不可です。</p>
12	募集要項	10	3-3(3)2)③	参加資格要件について	<p>建設企業を複数者提出し、ZEBプランナーが建設企業を兼ね建設工事の一部(機械設備工事等)を施工予定の場合でもZEBプランナーの建設実績は必要でしょうか。複数者の内いずれか1者が建設実績を有していれば参加資格要件を満たす事が出来ますか。</p>	<p>建設業務の請負企業(元請け)として町と契約を締結する予定の1者が建設企業要件を満たしていれば参加資格要件を満たしていることとなります。ZEBプランナーとなる企業が建設工事の一部を協力企業として担う場合、当該協力企業に建設企業要件は課しません。</p>
13	募集要項	10	3-3(3)	公募参加者の構成企業の資格要件	<p>設計企業・建設企業・ZEBプランナーには、資格要件が有りますが、その他の企業は町の請負企業として関係法令ごとに定められている規定は満たす必要があるとあります。規定をお教えください。</p>	<p>お尋ねの内容については、募集要項2-1(8)及び3-3(4)をご参照ください。</p>
14	募集要項	13	3-3(1)～(7)	ペナルティについて	<p>一次審査後に、2次審査の応募を辞退した場合にペナルティ等、発生しますか。</p>	<p>ペナルティはありません。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		
15	募集要項	13	3-6(1)才	提出書類について	募集要項P13の「(1)提出書類」として、「才 直近1年の法人税等の滞納のない証明書」が挙げられておりますが、原本ではなく、写しの提出でよろしいですか。	写しの提出で構いません。
16	募集要項	15	3-7(2)	提案書に記入する金額	提案時の金額を記載いたしますが、昨今の急激な物価上昇及び人件費の高騰により変動した金額についてはご相談できるのでしょうか。	仕様が決まった設計書による価格競争入札ではないこと、提案段階では詳細な内訳書の提出が必須となっていないこと、提案価格が選定基準の50%を占めるため変更を前提とすれば、競争原理や公平性の担保が困難となること、などから現時点で上昇による変更は認めません。上昇リスクを加味して提案価格を設定してください。
17	募集要項	15	3-7(2)	提案書等に記入する金額について	買収済み職員駐車場用地の外構設計及び町道整備の設計、並びにそれら工事費も提案金額に含むという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	募集要項	15	3-7(3)	予定価格	「本事業の予定価格は、本事業への参加表明を行った応募者が複数の場合には、公表し、1社の場合には非公表とする」とありますが、「優先交渉権者選定基準」のP1に「町の想定する予定価格を上回った場合は失格」との記載がございます。事業者は応募する以上、時間とお金をかけて提案書を作成しますが、失格になること程、残念なことはございません。 なので、応募者の数にかかわらず、予定価格を早期にお示し頂けませんでしょうか？	募集要項に記載のとおり1者の場合は非公表とします。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		
19	募集要項	15	3-7(3)	<p>予定価格の設定について</p>	<p>最近の建設コストは、コロナ禍やウクライナ情勢、円安等の影響を受け上昇傾向にあります。熊本県内の自治体が発注する公共事業においても、予定価格の算定期間から事業者選定期間、その後の契約までの期間が長期化した場合、社会情勢の変動に対応できず事業に大きな支障を与えているケースがございます。このような状況から、令和3年12月以降、国交省から公共発注者に対し社会情勢に対応したコストや工期設定に関する様々な通達が出ております。</p> <p>今回の事業は、これらの事情を反映して頂けていますでしょうか。ご教授下さい。</p>	<p>仕様が決まった設計書による価格競争入札ではないこと、提案段階では詳細な内訳書の提出が必須となっていないこと、提案価格が選定基準の50%を占めるため変更を前提とすれば、競争原理や公平性の担保が困難となること、などから現時点で上昇による変更は認めません。上昇リスクを加味して提案価格を設定してください。</p>
20	募集要項	15	3-7(3)	<p>予定価格の公表について</p>	<p>応募者が複数の場合には公表するとあります。公表される場合、提案書等に記入する金額①～⑦の内訳で公表して頂けないでしょうか。各業務の適正化やコスト削減が出来る余地など、提案にあたって事業全体のバランスを鑑み、最適な提案を行いたいと思いますので是非公表をお願いいたします。</p>	<p>応募者が複数となった場合に公表する予定価格は、①～⑦のそれぞれの費用を合算した全体事業費とし公表する予定です。</p>
21	募集要項	17	3-8(1)	<p>審査委員会</p>	<p>「審査委員は追って公表する。」とありますが、いつ頃の公表予定でしょうか？</p>	<p>現時点、公表日は未定です。</p>
22	募集要項	17	3-8(1)	<p>審査委員会</p>	<p>「審査委員は追って公表する」とありますが、いつごろを予定されていますか。</p>	<p>現時点、公表日は未定です。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		
23	募集要項	17	3-8(1)	審査委員会について	募集要項P17の下から6行目に、「審査委員は追って公表する。」とございますが、公表の時期について、ご教示ください。	現時点、公表日は未定です。
24	募集要項	18	3-8(4)	優先交渉権者の選定及び決定について	<p>審査委員会は最高評点を獲得した応募者を優先交渉権者として選定し町に報告、町は報告を尊重して決定するとあります。また、価格点が全体の50%を占めることから、最も重要視される点だと解釈しますが、提案型事業の場合、受注目的で安値を設定し、受注後トラブルになるケースも見受けられます。また、プロポーザルの審査講評では、コストと実現性に懸念があるとの理由で不採用にあるケースもあることから、提案価格と提案内容に信頼性があるか否かも専門的知見から判断して頂きたいところです。(企業努力という曖昧な提案を防ぐため)</p> <p>また、補足説明のヒアリングが必要に応じ行われる場合がある点、工事に関する正式契約時期は最終的な工事費算出及び価格調整後になることから、設計期間内のコスト調整も十分可能です。プロポーザルは人を選ぶという本質的な意味からも、それらの可能性や実現性を総合的に判断した選定をお願いできないでしょうか。</p>	本事業では①～⑦の計7本の契約を予定しておりますが、原則として本プロポーザルで提案いただく価格での契約とするため、ご懸念の「受注目的での安値設定によるトラブル」は考えておりません。提案価格での契約を原則としている点を応募事業者はしっかりと認識し、提案価格の積算を行ってください。
25	募集要項	19	3-9.	SPCの設立	「SPCを設立する場合」とありますが、SPCは設立しなくても本事業に参加する事、また、提案評価項目の採点に影響は無いとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
26	募集要項	19 21	3-10 4-1(2)	事業契約の締結等 事業期間中の町との関わり	各業務を担う企業とそれぞれ契約締結するとありますが、契約はそれぞれなのに、構成企業同士はグループ内の事業者の業務についても連帯して責任を負うと明記されています、構成企業はどのような責任を負うのでしょうか。また、各工事に対する代表企業・構成企業の関わり合いについてもご教授ください。
27	募集要項	20	3-10(4)	契約条件の変更	物価変動について、昨今の急激な物価上昇の影響により継続的な建設費の上昇が見込まれます。提案書提出時期(令和4年9月16日)から建設工事の仮契約時期(令和5年4月)まで7ヵ月弱の期間がございしますが、この期間の物価変動の費用を見込むことが難しい状況となっております。提案書提出から仮契約までの期間において著しい物価上昇があった場合、提案書提出時点の建設物価を基準としたうえで上昇分の費用負担について協議可能でしょうか。
28	様式集		1(3)	使用する普通紙	提案書は…A4版両面縦…とありますが、提案書の枚数制限内での複数ページを作成する場合、両面印刷で作成するという事でしょうか？
29	様式集		様式2-5 様式2-6	実績証明書の添付について	各様式の2. において「本様式集の後(うしろ)に様式2-9(2-7)と共に添付します。」とありますが、設計会社及び建設会社が様式2-8を作成し、それと共に添付すると考えてよろしいでしょうか？
					各業務を担う企業とそれぞれ契約を締結しますので、各業務で生じるリスク等は基本的に当該業務の請負業者に課されます。その際、当該業務の請負業者は必要に応じてグループの内の構成企業に過失がある場合等は連帯責任を求められることができると考えられます。様式2-4もご参照ください。
					仕様が決まった設計書による価格競争入札ではないこと、提案段階では詳細な内訳書の提出が必須となっていないこと、提案価格が選定基準の50%を占めるため変更を前提とすれば、競争原理や公平性の担保が困難となること、などから現時点で上昇による変更は認めません。上昇リスクを加味して提案価格を設定してください。
					お見込みのとおりです。
					様式2-5の「2」中、「様式2-9」は「様式2-8」の誤りです。訂正いたします。また、様式2-6の「2」の記載も誤りです。訂正いたします。様式2-8はグループを構成する代表企業と構成企業については、それぞれ提出してください。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容					回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	内容	
30	様式集		様式2-6	参加資格要件について	募集要項のP10の(3)公募参加者の資格要件2)建設企業において、②2000m2以上の・・・ となっておりますが、様式2-6の2.の建設実績が異なっております。どちらが正しいのでしょうか。	募集要項の記載が正しいです。様式2-6の2については訂正します。
31	様式集		様式2-6	添付書類について	「様式2-6」の「1.」に「建築工事一式につき特定建設業の許可を受けた者であることを証する書類を、本様式の後(うしろ)に添付」とありますが、原本ではなく、写しの提出でよろしいですか。また、備考欄 3)には、「履歴事項全部証明書を添付」とありますが、原本ではなく、写しの提出でよろしいですか。	いずれも写しで構いません。
32	様式集		様式2-8	同種事業実績に記載する事業(工事)名の件数	「様式2-8」に記載する実績の件数について、枠が4件分ございますが、こちらに記載する件数は、「最大4件」であり、4件に満たない場合は、3件以下にて記載し、4件を超える場合は、4件記載するものと考えてよろしいですか。	4件にこだわらず、4件を超える場合は、適宜、枠の追加や枚数の追加を行ってください。 なお、4件を大きく超える実績がある場合は、例えば、過去5年内の実績を記載するなど、提案者側でボリュームの調整を図ってください。
33	様式集		様式2-8	同種事業実績	最下段※において、施工証明書…とありますが、公共建設工事の実績としてCORINSの証明書の添付でよろしいでしょうか？	可とします。
34	様式集		様式2-8	実績について	設計実績について、オフィスビル等とあるが、具体的にどのような実例を実績として挙げてよいのか。	事務作業を行う機能(事務所機能)を主とする建物であれば実績として適当です。
35	様式集		様式2-8	実績について	JVで構成員として参加したのも設計実績に挙げてよいのか。	実績として認めます。ただし記入例に記載しているとおり、事業概要の欄にJVと記載してください。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		内容
36	様式集		様式2-9	役員に関する調書	記載する役員は、法人の登記簿謄本に記載がある、顧問、監査役なども記載が必要でしょうか？	記載してください。
37	様式集		様式4-11	維持管理費内訳書(参考)の精度	「維持管理費内訳書(参考)」に「審査の対象となる資料である点に留意すること」とありますが、玉東町様が維持管理においてどの程度の内容を要求されるか等で、金額が変わってくるかと考えます。どの程度をもとめられているのか、ご教示願います。また、その頻度(週に1回とか、月に1回とか、半年に1回とか)をご教示願います。	お尋ねの頻度については、内容で変わるものであることから、提案者側で通常使用で考えられる必要頻度を設定して提案してください。
38	様式集		様式4-11、4-12	様式集について	様式4-11、4-12は様式集(2)の4-11維持管理費 4-12大規模修繕費内訳を使用することで宜しいでしょうか。	お尋ねの様式は指定様式ですのでそうなります。
39	様式集		様式4-12	大規模修繕費内訳書(参考)の定義	「大規模修繕費内訳書(参考)」に「審査の対象となる資料である点に留意すること」とありますが、大規模修繕の定義をお示し願います。(例えば、20年後に何を行うとかの見込み及び期間)	大規模修繕として想定するものの例としては、外壁改修や屋上の防水工事等が考えられますが、提案いただく仕様によって、その内容は異なりますので、提案内容を踏まえて記載してください。(※ここでいう大規模修繕は建築基準法第2条第14号で定義されている「大規模の修繕」ではありません。)
40	様式集		様式4-12	大規模修繕費内訳書	大規模修繕費を記載するにあたり、供用開始後から何年間の費用が必要となるでしょうか？	業務開始から30年間の中で発生する大規模修繕について記載してください。様式4-12の下部に注意書きを追記します。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容					回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	内容	
41	様式集		様式4-30	提案書内の図面	様式4-30の“間取図”とはどのようなものを示しどのような目的で必要なのか(平面図では補えないのか)	様式4-28 各階平面図で足りると考えられるため、様式4-30 間取図は削除します。よって、様式4-31～様式4-33の番号も修正が生じます。訂正版を公表します。
42	様式集		様式4-31	提案書内の様式	様式4-31の“要求水準チェックリスト”はチェック項目と共に様式を提示して頂きたい	記載のとおり「様式指定なし」の提出資料です。今回の基本構想や募集要項等の記載内容を応募グループとして漏れなく確認したことが分かるような内容の資料を提出してください。当然、枚数制限は遵守してください。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
43	要求水準書	4	第2 4	代表企業の考え方	<p>①グループの形態、受注形態や総額をグループ内の企業でどのように分配するかなどは応募事業者で決定していただいて構いませんが、設計企業、建設企業、ZEBプランナーには要件が課されている点にご留意ください。また、代表企業が工事監理業務を除く各業務を請け負うこととなった際、契約は玉東町の公共工事請負契約書及び公共工事関係業務委託契約書で契約することとなり、約款で「一括委任又は一括下請負の禁止」及び「一括再委託等の禁止」の条文を設けておりますので、これに抵触する請負形態とならないか事前にご確認ください。いわゆる元請けからの丸投げになってしまう契約は認められません。</p> <p>②構成企業は基本的に各業務のいずれかを請け負う企業と位置付けておりますので、代表企業が各業務を契約するのであれば、協力企業(下請け)になると考えられますが、元請けとしない構成企業とするならば、様式2-3の「<担当業務>」の欄に「●●●(※契約は代表企業)」と書くなど、どこが各業務の元請けとなるのかが分かるように記載してください。なお、構成企業は様式2-4の協定書に名を連ねていただくこととなり、連帯責任が生じる点にご留意ください。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目 内容	
44	要求水準書	7	第3 2(5)	事業用地の既存物件状況	解体撤去を行う、既存建物の現地調査を行う事は可能でしょうか。また、アスベストの含有報告書等あれば、ご提示願います。
45	要求水準書	7	第3 2(8)	工事期間中の職員駐車場の確保台数	工事期間中、「計画地内での職員駐車場の確保を行うこと」とありますが、台数をお示し願います。
46	要求水準書	8	第3 2(9)1)	民間テナントの面積	「P21.オ」に『「スーパー」「飲食店」「金融機関」「クリーニング取次店」の入居が叶う面積設定と配置を検討すること』との記載がありますが、各テナントの必要面積をお示し願います。
47	要求水準書	8	第3 2(9)2)ウ	駐輪場の台数確保	「バイクや自転車が駐輪できる屋根付きの駐輪場を設けること」とありますが、台数をお示し願います。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
48	要求水準書	8	第3 2(9)	<p>新庁舎の延床面積の計算部分について</p>	<p>新庁舎の延べ床面積が2700m²～3000m²程度と記載がありますが、その中で3点質疑がございます。</p> <p>①倉庫や公用車庫を新庁舎内へ取り込んだ場合、当該部分も含めて2700～3000m²程度で計画と考えて宜しいでしょうか。仮に倉庫や公用車庫を新庁舎から構造上切り離して計画した場合は、当該部分は2700～3000m²程度とは別に面積が発生しても良いでしょうか。</p> <p>②玄関ポーチや車寄せについては床面積が発生するかと思いますが、こちらを含めて2700～3000m²程度とする必要がありますか。</p> <p>③議会棟への渡廊下を屋内廊下とした場合は面積が発生しますが、こちらも2700～3000m²程度の内を含みますか。</p> <p>床面積は庁舎計画に大きくかわるため、早めの回答をお願い致します。</p>
49	要求水準書	8	第3 2(9)	<p>解体する倉庫(書庫)の容量について</p>	<p>要求水準書P8(9)エに、解体後は新庁舎に収納とあります。既存倉庫(書庫)の容量確認を行いたいので、現地視察させて頂けないでしょうか。</p>
50	要求水準書	9	第3 2(10)	<p>本施設の引渡し日</p>	<p>引き渡し令和6年3月25日ですが、補助金のからみでZEB実証事業の竣工期日が令和6年1月中旬となっています。施設の引渡し前にZEB関係だけの竣工が必要なのでしょうか?ご教示下さい。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
51	要求水準書	14	第4 1(4)	新庁舎に据える什器備品のリスト	新庁舎に据える什器備品のリストが見受けられません。公正な観点から、要求される什器備品リストをお示し願います。
52	要求水準書	14	第4 1(5)	解体業務を行う建物のデータ	解体業務を行う「町営住宅上木葉団地1棟」「公用車車庫、書庫、倉庫、屋外トイレ等」「現庁舎」につきまして、現況写真しか見受けられません。建物の築年数及び建物内容及び建物内の処分物が解る資料をお示し願います。
53	要求水準書	14	第4 1(6)	新設町道「役場・土生野線」の規格	町道として新設する「役場・土生野線」道路の正確なルート、及び道路規格をお示し下さい。
54	要求水準書	14	第4 1(6)	境界塀(フェンス)の設置場所	境界塀(フェンス)の設置場所をお示し願います。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目 内容	
55	要求水準書	15	第4 2	本業務の個別業務概要に加える業務「ア、イ、ウ」の内包先	ア、イの掲載データ提供業務及びウのパンフレット作製業務において、「これに係る業務は個別業務のいずれかに内包させ、個別業務の提案額に含めると」とありますが、公平性を確保する為、内包先をお示し願います。
56	要求水準書	15	第4 2(7)	ZEB導入支援業務 テナントスペースの部分は補助対象外	ZEBに関する補助金申請において、申請時の時点では、テナント部分内容について未確定の可能性が高いと思われる。その場合、スケルトンの状態なので補助申請の対象外になりますが、宜しいでしょうか?ご教示願います。
57	要求水準書	15	第4 2(7)	ZEB導入支援業務 テナントスペースの空調、照明工事	ZEB申請について、テナント部分にも空調設備及び照明器具を設置しておかないと、ZEBの検査で不可となります。テナント部分の空調設備工事及び照明器具設置工事は、本工事に含めるとの考え方で宜しいでしょうか?
58	要求水準書	15、40	第4 1(7) 第7 2(3)	レジリエンスZEB事業申請の業務範囲	「新庁舎へのZEB導入支援業務及びその関連業務」の事業期間は「令和5年4月から令和6年3月まで」との記載があります。レジリエンス強化型ZEB実証事業では、事業完了後3年間の事業報告書の作成・提出が義務付けられていますが、別途と考えてよろしいでしょうか。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
59	要求水準書	15	第4 3	移設予定の機器、機材等の規格、必要な電気容量	玉東町様で手配される、防災行政無線設備、既設の非常用電源、サーバー等電算設備などの機器、機材の大きさ及び必要な電気容量などをお示し願います。 新たに公表する追加資料を参考としてください。
60	要求水準書	15	第4 3	本業務には含まない業務(本業務外の移設機器・器具の情報)	本業務には含まない業務に防災行政無線設備等の移設がありますが、移設・新設予定の機器・器具の大きさ及び必要な電気容量等が解るリストをお示し願います。(P23 記載のコピー機、複合機、～も含む) 新たに公表する追加資料を参考としてください。 お尋ねのコピー機、複合機については、現地確認日を設定しますので、現地で把握してください。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
61	要求水準書	16	第5 2	各課の予定人数について	<p>次のとおりです。</p> <p>総務課 (課長1、審議員1、主幹2、主査2、主事1、会計年度1)</p> <p>税務課 (課長1、課長補佐1、主幹1、主査2、主事1、会計年度1)</p> <p>町民課(仮称) (課長1、課長補佐1、主幹1、主査3、主事4、会計年度1、再任用1)</p> <p>福祉課(仮称) (課長1、課長補佐1、主幹1、主査3、主事2、会計年度6)</p> <p>産業振興課 (課長1、課長補佐1、主査1、主事1、会計年度1)</p> <p>農業委員会 (事務局長1、課長補佐1、会計年度1)</p> <p>建設課 (課長1、審議員1、課長補佐1、主査3、会計年度2、再任用1)</p> <p>企画財政課 (課長1、課長補佐2、主査2、主事2、会計年度1)</p> <p>会計室 (室長1、審議員1、主査1)</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
62	要求水準書	18	第6 2(3)ア	ふれあいの丘無料循環バスの既存経路について	<p>現庁舎前が当該バス停になっているとの記載がありますが、どの場所に現在停車しているか、地図上で明示頂けませんでしょうか。合わせまして、地図上で現在の循環バスが敷地内をどのように移動しているかの経路の明示もお願いします。</p> <p>バス停(停車位置)は現庁舎前としておりますが、「路線内フリー乗降」としているため、保健センター前で乗降する人もいれば、西側進入口付近で乗降する人など様々です。 バスの動線について、庁舎敷地への進入口は南側と西側の2か所となりますが、どちらからの出入りもあります。</p>
63	要求水準書	19	第6 2(5)イ	什器備品設置業務	<p>現状図面はございますか?もしございましたら、提供して頂く事は可能ですか? ※ご使用のOA機器等の共有数量を想定する為</p> <p>新たに公表する追加資料③を参考としてください。</p>
64	要求水準書	19	第6 2(5)イ	什器備品設置業務	<p>収納量等分かる資料はございますか?もしございましたら、提供して頂く事は可能ですか? ※「現時点でも書庫に余裕が無い実情を十分に考慮する事」とP20に記載が有り、それに対する目安となる数字が欲しい為</p> <p>収納量等をまとめた資料はありません。現地確認日を設定しますので、現地で把握してください。</p>
65	要求水準書	19	第6 2(5)イ	什器備品設置業務	<p>提案するにあたり、現状の執務室内を確認する事は可能ですか?</p> <p>現地確認日を設定しますので、現地で把握してください。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		
66	要求水準書	20	第6 2(5)イ	書庫の必要面積について	<p>要求水準書のP.20に新庁舎内に解体予定の屋外書類保管用倉庫の面積を設けるよう記載があります。現地や図面を確認したわけではありませんので詳細は分かりませんが、既存外部倉庫は100m²程度はあるよう見受けられます。基本構想書P.15では書庫25m²×2=50m²との記載も有りますが、上記とは別に100m²程度追加で倉庫が必要と考えて良いでしょうか。また、既存議会棟に書類を保管できる書庫等はありますか。</p> <p>床面積は庁舎計画に大きくかわるため、早めの回答をお願い致します。</p>	<p>現地確認日を設定しますので、現地で把握してください。 なお、基本構想P15の書庫の面積は参考とせず、提案者で検討の上、書庫容量を算出してください。既存議会棟に余分に書類を補完できる書庫等はありません</p>
67	要求水準書	20、22	第6 2(5)イ 第6 2(7)	シャワー室の設置数について	<p>要求水準書のP.20に職員用のシャワー室を設けるように記載があります。また、P.22には避難者や災害対応に従事する職員が使用するシャワー室を設けるように記載があります。 当該シャワー室は共有としても良いでしょうか、もしくは別に設ける必要がありますか。</p>	<p>共有で構いません。</p>
68	要求水準書	21	第6 2(5)オ	1階テナント部分のBELS認証	<p>レジリエンス強化型ZEB事業では事業期間内にBELS認証の取得が必要です。要求水準書21ページに、1階民間テナント部分は「基本的にスケルトンで設計し」との旨記載がありますが、評価対象の設備機器がない場合、BELS認証の取得が難しいのではないのでしょうか。</p>	<p>P21に「基本的にスケルトン」と記載しておりますが、評価対象となる設備(空調、換気、他)は導入してください。建物全体での補助申請を予定しているため、それを念頭においた仕様にしてください。 ご指摘の箇所の記載内容については、誤解のないよう補足の記載を加えます。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
69	要求水準書	21	第6 2(5)オ	テナントの入れ替えについて	テナント入居者の入れ替えがある前提の設計と記載がありますが、入れ替えの際、テナントの区画をまたいだ入れ替えも想定されますか(入れ替えの際、AとBの2区画のテナントを合わせた区画で新テナントを計画する等)。 民間テナントについては、未定ですが、お尋ねの形式も想定されると考えます。
70	要求水準書	21	第6 2(5)オ	1階民間テナント部	1階民間テナント入居者は未定とありますが、どのような業種で、どれぐらいの面積で、何店舗位かをお教え願えませんでしょうか。 未定であるため、お答えできません。記載内容からご判断いただき提案してください。
71	要求水準書	23,24	第6 2(10)	備品等工事について	再利用する備品(電子機器、一部の机等)の移設費用は今回の提案とは別途工事と考えて宜しいでしょうか。 別途となります。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
72	要求水準書	22	第6 2(7)	会議室の設置について	<p>要求水準書のP.22に災害対策室を設け、通常時は会議室としての利用を行うと記載があります。</p> <p>基本構想書P.15には会議室等[28m²]、大会議室[150m²]、小会議室[20m²x2]と記載があります。</p> <p>その中で2点質疑がございます。</p> <p>①要求水準書の災害対策室兼会議室は基本構想書の会議室と考えて良いでしょうか。もしくは災害対策室兼会議室とは別に基本構想書の会議室は必要でしょうか。</p> <p>②基本構想書P.17には福祉センターの会議室を利用する為、520.8m²を庁舎の算定面積から控除されています。しかし、基本構想書P.15で計上されている会議室は合計218m²のみであり、さらに基本構想書では新たに災害対策室兼会議室が追加になっており、要求床面積のギャップが発生しています。また会議室以外でも、基本構想書内にはなく、要求水準書で必要となっている室なども有り、テナントスペースの広さ次第ではありますが、庁舎の床面積の要求(2700~3000m²程度)を大きく超える可能性があります。要求延べ床面積の超過は可能でしょうか。可能な場合、どの程度であれば許容内でしょうか。</p> <p>床面積は庁舎計画に大きくかわるため、早めの回答をお願い致します。</p> <p>①基本構想のP16表-1とP17表-2の各室面積は直接の参考とはしないください。別の会議室とする必要はなく、常時の大会議室を有事の災害対策室とするイメージです。</p> <p>②前述のとおり、基本構想のP16表-1とP17表-2に記載のある各室面積は直接の参考とはしないください。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		
73	要求水準書	23	第6 2(8)	議会棟との動線	「新庁舎と議会棟の接続動線に配慮した計画」とありますが、接続方法を検討するため、議会棟の平面図等の図面を頂くことは可能でしょうか。また、議会棟の現況調査等は可能でしょうか。	図面については追加資料⑤を確認してください。 現地調査については、現地確認日を設定します。
74	要求水準書	23	第6 2(10)ア	解体計画	現庁舎内の、いす、書棚、ロッカー、靴箱等は全て解体業務の中で処分することを基本とするとあります、現地調査行う事は可能でしょうか。	現地確認日を設定しますので、現地で把握してください。
75	要求水準書	24	第6 2(11)イ	新設町道の仕様について	新設する予定の町道 役場・土生野線について、仕様の規定はありますか。(片側1車線の2車線道路とする、歩道を設ける、等)	3種5級の1車線道路になります。
76	要求水準書	24	第6 2(11)ア	外構計画の水路と町道の線形改良	要求水準書P24「(11)外構計画」の項と、基本構想P21～の「(3)町営住宅生活道路と水路の線形改良」の項で、町道と水路の敷設替えについての記述がありますが、新たな敷設位置については、別途に計画が実施されるのではなく、本事業における提案事項であり、本事業の本工事として取り扱われるものと考えてよろしいですか。 また、その敷設替え計画については、町からの全面的な協力を得られ、事業期間中に完了出来るものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書	25	第6 2(11)エ	公用車車庫について	将来的に、公用車を電気自動車等(EV車・PHV車)の購入計画はございますか。 公用車車庫に給電スタンドを設けておく必要はございますか。	現時点での電気自動車等の購入計画はありませんが、将来的には購入することもあると考えられます。 給電スタンドの設置の有無は提案に委ねます。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
78	要求水準書	28	第6 4(5)	電力供給の範囲	連続72時間以上継続可能な電力を供給できる 自家発電設備の設置、非常用電源供給範囲において、明確な記載がないと思われます。必須の範囲をご教授願います。
79	要求水準書	37	第7 1(3)	リスク分担	「周辺地域に悪影響を与えるような事態が発生した場合は、選定事業者の責任において…」及び「工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、選定事業者の負担において…」及び「発生した苦情その他については、選定事業者を窓口として…」とありますが、帰責事由を明らかにする為のリスク分担の資料があればご提示願います。
80	要求水準書	39	第7 1(5)	什器備品設置業務	今回のプロポーザルは仕様を細かく定めたものではなく、提案者の調査力、企画力、調達力等を競うものです。庁舎に入居する組織(課)別の職員数は基本構想に示しておりますので、それらを参考にご提案ください。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
81	要求水準書	32 ～ 34	第6 6 第6 7	設計・工事監理業務について	<p>外構設計は業務に含み、外構及び町道整備などの土木工事の工事監理業務は町が直接実施するとあります。外構設計の範囲(新庁舎周辺、買収済みの職員駐車場、町道整備は含まれるのかなど)をご教授下さい。</p> <p>また、外構計画の提案をするにあたり、公表されている添付資料(2)現地測量図のCADデータを提供頂けないでしょうか。合わせて、買収済みの職員駐車場用地及び町道整備の設計(又は提案)も業務対象範囲である場合は、計画を行う為に必要な対象敷地の測量図(できればCADデータ、なければ用地買収時の資料等)を提供、業務対象外の場合は、業務対象との整合性を図る為、計画図等を提供頂けないでしょうか。</p> <p>外構の設計業務には、新庁舎周辺整備・買収済みの職員駐車場整備・町道整備・外灯設置及び境界塀(フェンス)設置等含まれます。</p> <p>ご希望のデータ等については追加資料をご確認ください。</p>
82	要求水準書		添付資料①	事業対象地範囲についての確認	<p>当該資料で事業対象範囲が示されていますが、既存庁舎の南側駐車場は整備区域外とし、今回の工事で建築工事及び駐車場整備工事等を行うことはできないと考えて良いでしょうか。</p> <p>また、道路からの視認性が最も良いのは国道208号線に接している部分になりますが、広告物等の設置も事業対象範囲外の為不可と考えて良いでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。要求水準書P26に「(13)その他」に「・新庁舎の建設位置について、国道208号から・・・視認性の高い看板を設置するなど、誘客効果を高める方法を検討すること。」については、削除します。ただし、提案は妨げません。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目 内容		
83	要求水準書		添付資料① 添付資料③	駐車場予定地間の道路について	当該駐車場予定地間の道路の取り扱いについて指定はありますか。(道路として残置する、駐車場敷地内に取り込んでよいが通行は確保する、等)簡易水道整備状況図を確認した所、周辺住居への給水経路となっており、規制があるかと考えましたので確認です。	新設する町道は3種5級の1車線道路になります。よって、駐車場とは区別してください。簡易水道と町道の関係については、道路計画高が現状より下がらないと考えており、影響・規制はないと考えています。なお、里道の通行は確保してください。
84	要求水準書		添付資料①	既存建物のアスベスト含有について	既存解体予定建物のアスベスト含有調査は完了していますか。	完了していません。
85	要求水準書		添付資料①	事業対象地位置図	事業対象位置図で示す事業対象範囲全体の測量データ等がありますでしょうか。	現地測量図は公表しているものしかありません。地積測量図については玉東町建設課で交付できますので、必要な場合は、事前連絡のうえ、建設課で取得してください。
86	要求水準書		添付資料②	測量図に記載範囲外の敷地について	解体予定の上木葉団地周囲、新設駐車場予定地、既存庁舎南側駐車場の測量図はございますか、もしくは今後別途発注の予定はありますか。ない場合、今回の業務内で必要に応じて測量を行う必要がありますか。	提示している測量図しかありません。町で追加測量の予定はないため、必要に応じて業務内で実施してください。
87	要求水準書		添付資料②	現地測量図	現地測量図をCADデータでいただけないでしょうか。	追加資料⑦としてホームページに掲載します。
88	要求水準書		添付資料②	敷地形状について	玉東町ホームページより、添付資料(2)として、現地測量図がダウンロード出来ますが、図中に、「基準点座標リスト」の記載はございますが、敷地座標については不明です。敷地図について、敷地図のCADデータをいただくか。敷地境界点の座標をご教示いただくか、いずれかの対応をお願いします。	追加資料⑦としてホームページに掲載します。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目	
89	要求水準書		添付資料④	解体可能な建物の面積要件について	<p>建物番号⑦の耐火倉庫は必要であれば解体と記載がありますが、仮に解体した場合、新庁舎の方に同程度の面積の倉庫部分の設置もしくは別の場所へ倉庫の新築が必要になりますか。また、その場合、当該建物の面積は事業対象面積の2700～3000m²程度に含む必要がありますか。</p> <p>床面積は庁舎計画に大きくかわるため、早めの回答をお願い致します。</p>
90	要求水準書		添付資料⑤	CBR検査結果について	<p>新設舗装厚等を決定する際にCBR値を基に決定することが多いと思いますが、既存敷地のCBR値の情報はございますか。当該地盤調査報告書内には見受けられませんでしたが、隣地の駐車場予定地も舗装を行うため、情報がある方が望ましいです。</p> <p>もしない場合、CBR調査を今回の業務に含む必要があると考えて宜しいでしょうか。</p>
91	要求水準書			その他	<p>現在の庁舎内収容物量を確認するための、現地調査を行う事は可能でしょうか。</p>
92	その他			什器備品設置業務	<p>現在の庁舎内の書庫・キャビネット、屋外書庫に収納している収納物の量が不明なため、現地確認をさせて頂くことは可能でしょうか？什器備品をご提案する上で、庁舎内、屋外書庫を含めた収納物の物量を知りたいです。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目 内容		
93	その他			既存建物の図面について	解体予定の上木葉団地及び現庁舎、新庁舎と動線を接続する予定の議会棟、会議室を使用する予定の福祉センターの平面図その他図面はございますか。また、図面の提供をして頂くことは可能でしょうか。	全て追加資料としてホームページに掲載します。
94	その他			解体する上木葉団地について	402南棟は解体とありますが、その他の棟も老朽化が進んでいるようです。上木葉団地用地の将来的な方針(建て替えや別用途としての利活用など)はございますでしょうか。ご教授下さい。	上木葉団地は全体として耐用年数を大幅に超過していることなどから、建て替えの方針としておりますが、入居者の意向もあり、時期は未定です。
95	その他			町道について	町道と接続する新たな町道は、町道とせず職員駐車場用地内の車路として計画することは可能でしょうか。また、町道として整備する場合、町道から直接駐車する計画は可能でしょうか。職員駐車台数を優先するか、インフラ整備を優先するかで考え方が異なりますし、上木葉団地住民の現在の生活動線、接道状況、役場敷地利用状況等拝見しますとどちらの考え方もあると感じましたのでご教授下さい。	3種5級の1車線道路になります。よって、駐車場とは区別してください。町道から直接駐車することも可としますが、基本、インフラ整備を優先してください。
96	その他			災害対策室兼大会議室	必要面積やスクール形式で何席程度必要等、町が必要とする機能や規模を設定して頂けますでしょうか。	面積は提案に委ねます。机椅子の形式はスクール形式が好ましいです。求める機能としては、仕事始め式や仕事納め式などの庁内の式ができる広さが好ましいです。なお、現在これらの式は立ったまま行っております。

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答
	書類名	頁	箇所	質問項目 内容	
97	その他			<p>交付金、補助金について</p> <p>地方創生拠点整備交付金について、令和5年4月交付決定に向けて、令和4年12月頃には申請する必要があると思われます。その場合、設計業務契約後1～2か月程度で交付申請準備を行うこととなり、実施設計は未完了であるため、概算ベースの金額しか提示できない状況であると推測されます。要求水準書P39には補助事業事務に対し責任をもって応じることとあり、契約額ベースの費用内訳書を作成するよう記載がありますが、申請時は工事請負契約未締結の可能性があり困難が予想されます。同文面にあるよう適宜迅速に対応していくためにも町が想定しているスケジュール及び申請に必要な書類を具体的にご教授下さい。</p> <p>また、万が一採択に至らなかった場合、事業に及ぼす影響等(事業予算の再設定やスケジュールの調整等)町が想定している内容をご教授下さい。また、ZEBに関する補助金についても同様にご教授下さい。</p>	<p>地方創生拠点整備交付金の本申請はお見込みのとおり例年12月頃に集中して行われ、翌年の1月中旬頃まで申請書の修正等、関連業務が続きます。その際には平面図が必要となりますが、今回の二次審査の図面(9月提出)がほとんどそのまま活用できると考えております。費用については、実績ベースが困難である場合、概算ベースで補助対象額を拾っていく作業を行ってください。補助金や起債が不採択となった場合の対応について、現時点では不採択を前提とはしておりませんが、仮に不採択となった場合でも予定どおりの事業遂行となるよう善処します。</p>
98	その他			<p>庁舎周辺の整備</p> <p>現庁舎・新たな駐車場の確保・新たな町道の新設場所の、敷地測量図CADデータを頂けないでしょうか。</p>	<p>追加資料⑦としてホームページに掲載します。新たな町道の新設場所についての敷地測量図はないため、必要に応じて事業者側で測量を行ってください。</p>

玉東町役場庁舎建設事業 募集要項等への質問に対する回答

No.	質問内容				回答	
	書類名	頁	箇所	質問項目		内容
99	その他			その他	提案書作成にあたり、玉東町との対話時間がありません。提案するにあたり、町のお考え等をより理解し、より良い提案を行うには対話が必要かと思ます。是非、対話の時間をご検討願いませんか。	町の考えは基本構想や募集要項等に記載しているとおります。記載内容を確認いただき、より良い提案に努めてください。
100	その他			什器備品設置業務	現在の庁舎内の書庫・キャビネット、屋外書庫に収納している収納物の量が不明なため、現地確認をさせて頂くことは可能でしょうか？ 什器備品をご提案する上で、庁舎内、屋外書庫を含めた収納物の物量を知りたいです。	現地確認日を設定しますので、現地で把握してください。
101	その他			周辺既存建物の図面	既存議会棟の平面、立面及び断面図を提示していただきたい	追加資料⑤としてホームページに掲載します。
102	その他			周辺既存建物の図面	既存福祉センターの平面、立面及び断面図を提示して頂きたい	追加資料⑥としてホームページに掲載します。
103	その他			食堂の機能について	(基本構想P16に記載されている)食堂・喫茶(31m ²)は、施設内で調理は行わず、外部から持ち込んだ(持参・宅配)お弁当等を飲食するスペースと考えてよろしいでしょうか。	お尋ねの箇所は新庁舎の必要面積を国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」で算出したものです。実際には行政機能に食堂・喫茶を内包させる必要はありません。同様に同表に記載のある医務室や理髪室を設ける必要もありません。
104	その他			新庁舎の必要面積	「福祉センターの会議室を借りている状況にあり」とありますが、会議室設置の検討のため、玉東町福祉センターの平面図等の図面を頂くことは可能でしょうか。また、玉東町福祉センターの現況調査等は可能でしょうか。	図面については追加資料⑥としてホームページに掲載します。 町の施設ではないこともあり、現況調査は行いません。